

社会福祉法人 紘寿福祉会
特別養護老人ホームひがしばた入所申込案内

■施設の概要

住所 :安城市東端町鴻ノ巣 72-2

建物 :4 階建 (一部 5 階)全室個室

特別養護老人ホーム ひがしばた 定員 100 名

短期入所生活介護 ひがしばた 定員 20 名

デイサービスセンター ひがしばた 定員 30 名

居宅介護支援事業所 ひがしばた

安城市地域包括支援センター ひがしばた 【安城市委託事業】

■費用 (利用料)

介護度・加算、減額の有無により変動いたします、別紙利用料金表を参照していただくと共に詳しくは相談員にお聞きください。

例 :減額のない場合 月額(30日):150,000円 程度を予定

(1割負担、療養食・初期加算・個別機能訓練の追加加算対象者は除く)

■申込書類

1)入所申込書 (様式第1号)

2)介護保険被保険者証 (写)

※保険証の写しは、氏名・住所・介護度・居宅介護支援事業所が分かるようにコピーしていました
だき、添付をおねがいいたします。

■申込に関する個人情報の保護

ご提出いただいた、書類は入所判定会議等においてのみ使用するものとし、他の目的に利用する場合はご家族の同意を得るものといたします。

■申込方法

1)持参される場合 安城市東端町鴻ノ巣 72-2

特別養護老人ホームひがしばた までお越しください。

月～土 9:00～17:30 (0566-73-8211)

2)郵送される場合 配達記録または書留郵便により次の郵送先に送付 してください。

(下記の住所部分を切り取り、封筒にお貼りください)

----- キ リ ト リ セ ン -----

〒444-1213

安城市東端町鴻ノ巣 72-2

社会福祉法人 紘寿福祉会

特別養護老人ホームひがしばた 入所申込係

■ 申込に関する注意事項

1)「入所申込書」は、入所判定において重要な役割を果たしますので正確にご記入ください。

2)申込書を提出いただきますと、「申込受付簿」に登録されます。なお、申込み内容、申込者の身体状況に大きな変化が生じた場合は、特別養護老人ホームひがしばた相談員（0566-73-8211）までお申し出ください。

3)申込書受付後、「特養ひがしばた入所基準」により第1次入所判定会議(書類審査)を行います。

なお、書類審査の段階で介護老人福祉施設に入所が適当でないと判断された場合は、入所をお断りする場合がございます。

※入所申込書の受付は随時行っています

4)第1次入所判定会議結果に基づき面接調査を実施いたします。

面接対象者の皆様には、電話にて日程等をご連絡させていただきます。

なお、面接調査の際はご家族の立会いをお願いいたします。

※面接調査終了後「診断書用紙」をお渡しいたしますので速やかにご提出ください

5)面接調査後、第2次入所判定会議により面接結果、診断書に基づいた審査を行います。後日、「2次審査結果通知書」を郵送させていただきます。なお、介護老人福祉施設への入所が困難と判断された場合は、入所をお断りする場合があります。

※サービスを受ける必要性が高いと認められる方から入所契約の締結、重要事項の説明を行います

特別養護老人ホームひがしばたの入所基準の概要

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、介護が必要な程度や家族等の状況を調査比較し、指定介護老人福祉施設のサービスを受ける必要性が高いと認められる方に入所していただくよう配慮されております。こうした入所の取り扱いについて、特別養護老人ホームひがしばたは、次のような入所基準を定めております。ご理解のうえ、入所の手続をお願いします。

1.入所対象者

介護保険で定める要介護度 3～5 と 認定された方のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受ける事が困難な方とします。

2.入所に係る申込手続

1) 入所申込の方法

「特養ひがしばた」への入所申込は、「入所申込書」（様式第 1 号）と 介護保険被保険者証の「写し」を提出していただきます。

2) 入所申込の受付

「特養ひがしばた」は、提出された申込書の内容を確認するとともに「申込受付簿」に登録いたします。

注)申込者等は、入所申込後、要介護度あるいは介護者の変更など申込書の内容に著しい変更が生じた場合には、「特養ひがしばた」(0566-73-8211) に変更内容の連絡をお願いいたします。

3 入所決定方法

1)入所判定会議の設置

「特養ひがしばた」は、入所者の選考に係る委員会を設置します。委員会は医師、看護師、介護福祉士、管理栄養士、施設ケアマネジャー等の専門職により構成されます。また、委員会は、評価基準に基づいて入所の必要性の高い者を決定します。なお、入所判定会議は第 1 次(書類審査)、第 2 次(面接結果・診断書による審査)の 2 回行われます。

4.入所の必要性 を評価する方法

一評価基準一

- 1)委員会において、入所の必要性や緊急性を判断する評価基準は別表 1 のとおりです。
- 2)委員会は、評価基準の該当項目に基づき、介護の必要な程度や家族等の状況から、下記の A、 B、 C、 のランクに判定 し、グループ分けをするもの とします。

A→サービスの必要性が極めて高い

B→中程度

C→該当しない、若しくは該当するが軽度である

5.特別な事由による入所

※特別な事由による入所は、次の 2 項目とします。

- ①災害や事件・事故等により緊急性を要する場合
- ②老人福祉法に定める措置委託による場合

別表1

評価項目	評価の目的	評価基準
(1) 本人の心身の状況	常時介護の必要性及び家族、介護者の日常生活への影響度の評価	<p>常時の介護や見守りが必要である。 あるいは、認知症を原因とする問題行動があり介護者の日常生活に支障がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の自立度が低く、生活全般にわたる関与が必要な場合 ・高齢で虚弱なため、日常生活が困難な場合 ・頻回な徘徊、対人トラブルなど、認知症による行動障害がある場合 ・コミュニケーションが困難等による、認知症の問題行動がある場合
(2) 家族、家族者等の状況	在宅生活に必要な家族や介護者の介護力の評価	<p>家族等の介護者がいない。 あるいは、介護者が病気などの事情又は被介護者が認知症により介護が困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が単身世帯の場合 ・同居家族や介護者が高齢あるいは病弱である場合 ・介護者の就業状況や複数の人を介護している場合 ・認知症により問題行動のため、家族や介護者の介護力や見守りが限界の状態にある場合
(3) その他の勘案事項	在宅サービスの利用状況、あるいは現在居住する住宅での継続の困難度及びその他の状況に係る評価	<p>在宅サービスの利用状況、あるいは居住環境及びその他の状況により、在宅生活の継続が困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的状況、介護放棄、虐待など在宅生活が困難な場合 ・住居が狭い、住居の改修ができない場合 ・病院等の入院患者等で、帰る家や居場所がない場合 ・在宅サービスを利用する事が困難な場合